

新旧対照表

○中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定

新	旧
<p>中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定</p> <p style="text-align: right;">平成18年2月28日 告示第161号</p> <p>改正 平成19年6月19日告示第436号 平成21年2月27日告示第139号 平成24年2月3日告示第57号 <b>平成27年1月30日告示第22号</b></p> <p>建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定し、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>なお、平成11年愛知県告示第580号（中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定）は、平成18年3月31日限り廃止する。ただし、平成18年4月1日前に法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請がされたものについては、なお従前の例による。</p> <p>1 略</p> <p>2 中間検査を行う期間 <b>平成27年4月1日から平成30年3月31日まで</b></p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>	<p>中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定</p> <p style="text-align: right;">平成18年2月28日 告示第161号</p> <p>改正 平成19年6月19日告示第436号 平成21年2月27日告示第139号 平成24年2月3日告示第57号</p> <p>建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定し、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>なお、平成11年愛知県告示第580号（中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定）は、平成18年3月31日限り廃止する。ただし、平成18年4月1日前に法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請がされたものについては、なお従前の例による。</p> <p>1 略</p> <p>2 中間検査を行う期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>